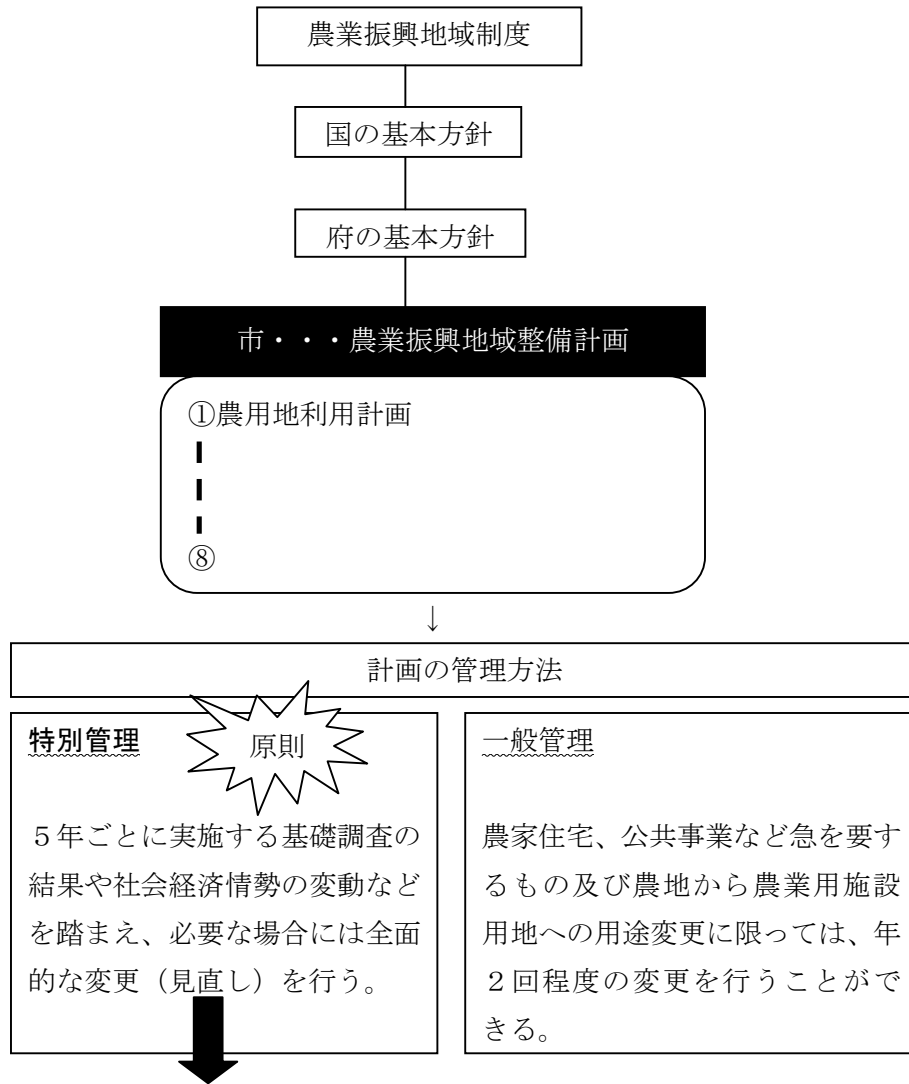


亀岡農業振興地域整備計画の見直しについて



◆農用地利用計画の見直しに係る基本的な考え方

- ①一定のまとまり（10ha）を持つ集団的な連坦農地は、農用地区域として設定する。
- ②土地改良事業の実施区域を明確にし、当該区域内農地を農用地区域として設定する。
- ③農業上の用途以外への土地利用計画及び事業等を明確にし、その計画等に沿って農用地区域から除外する。
- ④集落の居住区域内に点在する農地の土地利用計画を明確にし、農用地区域への編入又は除外を行う。

◆除外の5要件について

- 1号要件 除外に係る土地を農用地等以外の用途に利用することが、必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地がないこと。
- 2号要件 農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3号要件 効率的・安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4号要件 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5号要件 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から8年が経過していること。